



税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

11月

(霜月) November

3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

11月の税務と労務

- | | | | | | |
|-----|---------------------------------|--------|-----|-----------------|----------------|
| 国 税 | 10月分源泉所得税の納付 | 11月10日 | 国 税 | 3月決算法人の中間申告 | 11月30日 |
| 国 税 | 所得税予定納税額の減額承認申請 | 11月15日 | 国 税 | 個人事業者の消費税等の中間申告 | (年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 | 所得税予定納税額第2期分の納付 | 11月30日 | 地方税 | 個人事業税第2期分の納付 | 都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 | 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 11月30日 | | | |
| 国 税 | 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 11月30日 | | | |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 耐震改修促進税制の地域要件を廃止

昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修をした場合に、改修費用の一定額を税額控除できる「耐震改修促進税制」の適用を受けるには、地方公共団体の一定の計画区域内で建築されたものという地域要件がありました。この要件が廃止され本年6月30日以後の改修契約分から適用されています。

第三者行為による災害 ——仕事以外の災害の場合

交通事故、けんか（正当防衛を除きます）など加害者（第三者）の行為によってケガや病気になった場合、被害者は、その治療に必要な医療を健康保険を使って受けることができます。

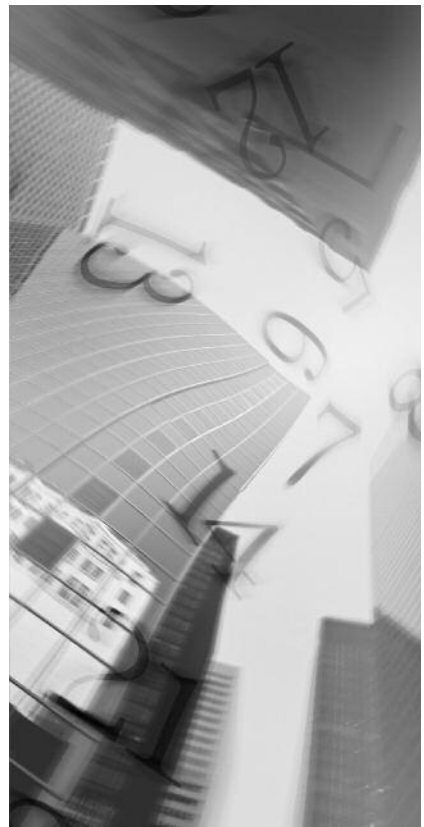
一方、事故を発生させた加害者は、そのケガや病気にかかる医療費を支払わなければなりません。

今回は、ケガや病気の原因が、第三者によって発生した場合の「第三者行為災害」について解説します。

●まず、届出を

健康保険の被保険者または被扶養者が、近所の飼い犬に噛まれてケガをしたり、自転車にぶつられてケガや病気となった場合など、その原因が仕事中心または通勤途中のもの（この場合は、労災保険から給付が受けられます）以外であれば、加害者の行為による場合であっても、健康保険を使って治療（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給にかかる事由によるもの）を受けることができます。

加害者の行為によって生じた



ケガや病気の治療費などは、本来、加害者が被害者に支払うべきものなのに、その給付を協会けんぽ都道府県支部または健康保険組合等保険者（以下「保険者」といいます）が行えば、加害者からも損害賠償を受けられることから、結果的に二重に給付を受けることになります。そこで、保険給付と損害賠償間で支給調整が行われます。

その判断材料として、すみやかに、次頁表のうち必要な書類を添付して、「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」（以下「第三者行為による傷病届」という）を保険者に提出しなければなりません（すぐに提出できない場合は、まず電話等で保険者に連絡するとよいでしょう）。

●損害賠償請求権の代位取得

被害者（被保険者・被扶養者）が先に健康保険から治療を受けた場合、保険者は加害者が支払うべき治療費などを立替払いしたこととなりますので、後日、保険者が、加害者に対し過失割合の額を限度に請求します。

つまり、被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権が保険者に移行することになります。これを「損害賠償請求権の代

位取得」といい、保険者は、これを受けて、保険給付をした額の範囲内で、加害者に対して求償権の行使を行うことになりません。

● 控除

反対に、加害者の損害賠償が健康保険の給付より先に行われた場合であって、加害者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の範囲で保険給付は行いません。これを控除といいます。

● 示談に対する留意点

相手に過失があるにもかかわらず、「健康保険で治療を受けるので治療費等は要りません」とか「今後一切治療費は請求しません」などと安易に示談をするなど、その時点で損害賠償請求権を放棄したことになり、その日以降、健康保険で治療等を受けることはできなくなり、治療費などは、被害者であるにもかかわらず全額被害者負担となる可能性があります。

ケガなどの症状がなかなか固定せず、治療が長引く場合も考えられますので、示談をするときには、事前に保険者に相談などして慎重にすることが大切です。

なお、慰謝料、見舞金など保険給付と関係のないものや差額ベッド代など保険が適用されないものは、代位取得の対象となりませんので、被害者と加害者の話し合いになります。

● 手続き

「第三者行為による傷病届」は、被保険者等が記入することが原則ですが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方に記入してもらうことも可能です。

仕事中・通勤災害による事故（労災事故）は、労災保険が適用されますので、健康保険を使用することはできません。ケガの状況によって、労災事故なのか仕事以外の事故なのかの判断ができない場合は、保険者に相談するとよいでしょう。

添付書類	書類の内容	交通事故の場合	交通事故以外の場合
事故発生状況報告書	事故の状況や過失割合を判断する書類なのでできるだけ詳しく記入します。	○	○
損害賠償金納付確約書	加害者が記入する書類です(相手方に記入を拒否された場合は理由を余白に記入します)。	○	○
示談書の写し	示談が成立している場合のみ提出します。	○	○
負傷原因届(回答票)	加害者不明の場合などに提出します。後日加害者が判明した際には「第三者行為による傷病届」を提出します。	○	○
念書	協会けんぽ等保険者が損害賠償請求権を代位取得することを明らかにすることと、示談進捗状況の報告をする書類です。	○	○
同意書	協会けんぽ等保険者が加害者の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写し)を添付します。	○	
人身事故証明書入手不能理由書	警察への届出を物損として処理している場合に相手方に記入してもらいますが、署名を拒否された場合は、余白にその理由を記入します。	○	
事故証明書	右下欄に「人身事故」と表示されている証明書の原本が必要です。	○	

白色申告者でも 記帳が必要な場合

1 青色・白色申告者の記帳制度の概要

所得金額を正しく計算して申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引を記帳しなければなりません。そして、それらの取引に伴い作成・受領した書類を保存しておくことも必要です。

青色申告者に関しては、一定の要件を備えた帳簿書類の備え付け、記録、保存をしなければならないことが定められています。

一方、白色申告者のうち、次に示すような一定の人に関しても、記帳等を要することが定められています。

2 白色申告者でも記帳する必要のある人

不動産所得、事業所得又は山林所得のある人で、次のイ又は口のどちらかに該当する場合には、白色申告者であっても記帳をする必要があります。

イ その年の前年12月31日において、確定申告等により確定している前々年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える場合

ロ その年の3月31日において、確定申告等により確定している前年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える場合

なお、これらの所得のいずれかが赤字であるときは、黒字の金額だけを合計して300万円を超えるかどうかを判定します。

3 記帳する事項

記帳は、所得金額が正確に計算できるように、整然かつ明瞭に行う必要があります。その記帳する事項は、売上げなどの総収入金額と仕入れその他必要経費に関する事項です。

例えば、売上げに関する事項の記載内容としては、取引の年月日、売上先の名称、金額、日々の売上げの合計金額等があげられます。

相続税の納税が不要でも申告が必要な場合

相続財産の合計額が基礎控除額以下のときは、相続税はかからず申告も必要ありません。しかし、次に例示した特例などを適用する場合には、相続税の申告書を提出することが適用要件となっていますので、相続税の納税が不要となった場合でも申告が必要となります。

- ① 小規模宅地等の特例
遺産の中に居住用や事業用に
使われていた宅地等がある場合に、その宅地等の評価額の一定割合を減額する特例
- ② 配偶者の税額軽減の特例
被相続人の配偶者が遺産分割等により実際に取得した遺産額が、次の多い方の金額まで配偶者に相続税がかからない特例
- ① 一億六千万円
② 配偶者の法定相続分相当額

償却方法の変更申請に関する「相当期間」

現在採用している減価償却資産の償却方法を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄の税務署長に提出して、その承認を受けなければなりません。

そして、償却方法の変更申請は、その法人が現在採用している償却方法を採用してから「相当期間」を経過していないときには、承認を受けることができませんので注意が必要です。

なお、その「相当期間」として通達で示されている期間は3年間であり、現在の償却方法を採用してから3年を経過していない場合は、その変更が合併に伴うものであるなど、特別な理由があるときを除き、相当の期間を経過していないものとされます。